

## 役員報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人まちづくりスポット茅ヶ崎の役員報酬の支給基準について定めることを目的とする。

### (役員)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

### (報酬及び費用の支給)

第3条 この法人は、役員報酬を支給しない。ただし、旅費等の実費は支給することができる。

### (補則)

第4条 この規程の実施に関し必要な事項は、総会の議決を経て代表理事が別に定める。

### 付則

この規程は、2015年4月1日より適用する。